

呉市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

昭和 62 年 9 月 25 日：条例第 30 号

改正 平成元年 6 月 20 日条例第 34 号 平成 12 年 9 月 25 日条例第 42 号

平成 13 年 12 月 21 日条例第 30 号 平成 20 年 6 月 27 日条例第 30 号

呉港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和 35 年呉市条例第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき、港湾管理者（法第 2 条第 1 項に規定する港湾管理者をいう。）として呉市が管理する港湾の臨港地区内の分区（以下「分区」という。）における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「商港区」、「工業港区」、「漁港区」及び「修景厚生港区」とは、法第 39 条第 1 項の規定により市長が指定した「商港区」、「工業港区」、「漁港区」及び「修景厚生港区」をいう。

（禁止構築物）

第 3 条 法第 40 条第 1 項に規定する条例で定める構築物（以下「禁止構築物」という。）は、別表の左欄に掲げる分区ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、市長が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものを除く。

（分区の指定に伴う措置）

第 4 条 法第 39 条第 1 項の規定により分区を指定する際に現に建設又は改築の工事中の構築物がある分区における禁止構築物に該当する場合には、当該建設又は改築の工事中の構築物については、当該分区内に現に存するものとみなし、第 6 条及び第 7 条の規定は、適用しない。

（施行規定）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第 6 条 法第 40 条第 1 項の規定に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 7 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現に建設又は改築の工事中の構築物がある分区における禁止構築物に該当する場合には、当該建設又は改築の工事中の構築物については、当該分区内に現に存するものとみなし、第 6 条及び第 7 条の規定は、適用しない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

分区	構築物
1 商港区	次に掲げる構築物以外のもの
	(1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設を除く。）
	(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他市長が指定する事業の事務所及びその附帯施設
	(3) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための郵便局その他の郵便の業務を行う者の営業所、信書便（郵便に該当するものを除く。以下同じ。）に係る業務を行う者の営業所、銀行の支店及び保険業の店舗
	(4) 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
	(5) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設
	(6) 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他市長の指定するこれらに類する施設
	(7) 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設及びこれらの附帯施設
	(8) 港湾関係者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設
	(9) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署その他市長が指定する官公署の事務所及びその附帯施設
	(10) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための旅館、ホテル、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店（これらの構築物のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第6項の規定に該当する営業（以下「風俗営業等」という。）を行うものを除く。）その他市長が指定する便益施設及びこれらの附帯施設
	(11) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するガソリンスタンド
(12) 作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えない修理工場及びその附帯施設	
2 工業港区	次に掲げる構築物以外のもの

	(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
	(2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業及び供給事業又はこれらの関連事業の工場及び事務所並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
	(3) 前号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設
	(4) 前2号に規定する施設に従事する者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設
	(5) 第2号に規定する事業を行う者の利便の用に供するための郵便局その他の郵便の業務を行う者の営業所、信書便に係る業務を行う者の営業所、銀行の支店及び保険業の店舗
	(6) 市長が指定する製造事業及びその関連事業の工場及び事務所並びにこれらの附帯施設
	(7) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他市長が指定する事業の事務所及びその附帯施設
	(8) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署その他市長が指定する官公署の事務所及びその附帯施設
	(9) 第2号及び第3号に規定する施設に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店（これらの構築物のうち風俗営業等を行うものを除く。）その他市長が指定する便益施設及びこれらの附帯施設
	(10) 第2号に規定する事業を行う者の利便の用に供するガソリンスタンド
3 漁港区	次に掲げる構築物以外のもの
	(1) 法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設
	(2) 漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設
	(3) 漁船の修理施設及び造船施設並びにこれらの附帯施設
	(4) 水産物の卸売市場、荷さばき施設その他の水産物の流通業務施設及びこれらの附帯施設
	(5) 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
	(6) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
	(7) 製氷工場及び冷凍工場その他の水産物加工工場並びにこれらの附帯施設
	(8) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管のための施設

	(9) 漁業関係者のための休泊所, 診療所その他市長が指定する福利厚生施設
	(10) 漁業会社, 漁業組合その他市長が指定する団体及び業者の事務所及びその附帯施設
	(11) 警察署, 消防署その他市長が指定する官公署の事務所及びその附帯施設
	(12) 漁業関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗, 飲食店(これらの構築物のうち風俗営業等を行うものを除く。)その他市長が指定する便益施設及びこれらの附帯施設
4 修景厚生港区	次に掲げる構築物以外のもの
	(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
	(2) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための図書館, 博物館, 水族館, 展示施設, 公会堂, 展望施設その他市長が指定するこれらに類する施設
	(3) 港湾関係者のためのスポーツ・レクリエーション施設その他市長が指定する福利厚生施設
	(4) 税関, 地方運輸局, 地方整備局, 海上保安部, 警察署, 入国管理事務所, 検疫所, 消防署その他市長が指定する官公署の事務所及びその附帯施設
	(5) 港湾関係者のための休泊所, 店舗, 飲食店(これらの構築物のうち風俗営業等を行うものを除く。)その他市長が指定する便益施設及びこれらの附帯施設